

第 7 回下野市庁舎建設委員会会議録

開催日時	平成 21 年 7 月 28 日 (火) 午前 9 時 30 分から 12 時 00 分
開催場所	下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室
出席委員	三橋伸夫、倉井徳勇、山家政勝、渋谷唯弘、高田憲一、高山忠則 早川進、大橋久也、篠原正雄、野澤一文、小川栄一、松本典子 森田伊知子、三宅義彦、加藤芳江、塩沢八ル、本田茂、吉田亨 高津戸昭夫、高山孝一、黒川令、阿久津要子、佐藤英子
欠席委員	なし
事務局	篠崎第一分野担当副市長 〔総合政策室〕 川端室長、落合副室長、小口主幹兼室長補佐、金田副主幹 古口副主幹、古口主査、坂本主事 〔経済建設部〕 栗原次長
傍聴人	6 人

○次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

○開会

(落合副室長) 皆さん、おはようございます。定刻ですので、ただいまから、第 7 回下野市庁舎建設委員会を開催させていただきます。

○会長あいさつ

(三橋会長) 皆さん、おはようございます。ずいぶん雨が多い日が続いていますが、早朝からお集まりいただきありがとうございます。今日が第 7 回の庁舎建設委員会ということになります。ちょうど一ヶ月ほど前の第 6 回の時に、どこに建てたらよいかという議論がスタートし、皆様方から大変活発なご意見をいただきました。本日、用意した資料は、その時にいただいたご意見に基づいて作成したと伺っています。これまでの 6 回の議論を要約して、中間報告という形で取りまとめたほか、従来の合併協議会の時に絞られた 2 カ所のほかに、何カ所かここも検討してはどうかというご意見をいただいていますから、そこも含めて比較検討が出来るような資料がありますし、また、その合併協議会の時に 2

カ所に絞られたいきさつ等がまとめられた資料もあります。こういったことを踏まえまして、今日は引き続きどこにするのがよいのか、1カ所に集めて新しい庁舎を建設するに当たって、どこにその候補地を絞ればいいのか。引き続き慎重かつ忌憚のないご意見をいただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

< 配布資料の確認 >

○会議録署名人の指名

(三橋会長) 本日の議事録署名人は、名簿順によりまして、小川栄一さんと加藤芳江さんのお二人の委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 事

1 庁舎建設に係る検討状況中間報告について

(三橋会長) それでは、さっそく議事次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。本日は、まず検討状況の中間報告を中心にした資料一式について、まず事務局のほうからご説明をして、それらを踏まえて、議事の2番として建設位置(候補地)についての意見交換の順番で進めてまいりたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(事務局) 資料に基づき説明。

- ・ 前回の委員会で委員の方々から、この委員会でこのように検討したから、このような結果になったということが、市民にわかりやすく説明する資料が必要ではないかとのご意見をいただきました。それらを受けて、今回はこの建設委員会での検討経緯を中間報告書という形でまとめています。
- ・ 資料の1ページは、目次になります。項目として、第1の「はじめに」から第4の「今後の検討項目」と、大きく4つの柱に分類し構成立てをしています。
- ・ まず、2ページの第1の「はじめに」にですが、ここは中間報告書の作成の趣旨になります。第1の「はじめに」の下から3行目に「今後は・・・」という文脈がありますが、ここに、この報告書を作成した趣旨を書いております。
- ・ 第2の検討の経緯では、第1回から第6回までの会議内容を時系列にまとめています。
- ・ 3ページの第3の検討の結果は、検討結果を大きく4つに分けて説明していますが、第3の検討結果の最初に、検討に当たってのこの委員会での基本的な考え方を箇条書きにまとめています。これらに基づき、6回にわたり慎重な検討をいただいたわけですが、まず、第3の1で新庁舎建設の必要性について記載をいたしました。
- ・ ここではまず、現庁舎の課題を検討していただいたわけですが、その結果、現在の国分寺、南河内、石橋の3庁舎については、3ページから4ページにあるような課題を抱えているということになります。施設・設備の老朽化が進んでいる、狭い、耐震性に問題を抱えている、国分寺庁舎には都市計画道路が計画をされ、それが完成した場合には事務室等の面積が大幅に減少する問題を抱えている、バリアフリーへの対応が不足している、分庁方式

による弊害がある。このように、現在の3庁舎の抱える問題を大きく六つに分けて分類しています。

- ・次に、(2)は新築と耐震改修・増改築についての記載ですが、庁舎を新たに新築する場合と、現在の3庁舎に耐震補強と大規模改修を実施して引き続き使用した場合の試算を試みしておりますので、それらについての概要を4ページから7ページにかけて記載いたしました。
- ・まず、庁舎の床面積の想定では、総務省の起債の考え方に基づいた床面積を採用した場合、おおむね1万平方メートルになること。庁舎の敷地面積は、6ページに から で記載されていますが、このような考え方に基づくと、約2万5,000平方メートルが必要になることを記載しています。
- ・6ページの中段以降には、現庁舎を耐震改修した場合の事業費として、約20億円が必要であるとの想定をしたことを記載いたしました。これらに基づいて、新築の場合と改修の場合との比較をしておりますので、7ページにまとめて掲載いたしました。
- ・7ページの「新庁舎建設の必要性についてのまとめ」が最も重要なところですが、ここでは、新築と分庁方式のまま3庁舎を耐震補強し引き続き使用する場合を比較しています。短い期間での比較では3庁舎を耐震改修し増改築した方が一時的な負担は軽減されるが、耐震改修・大規模改修といえども建物そのものの寿命が延びるわけではなく、近い将来には庁舎の建設が必要になるため、新築した場合と耐震補強・大規模改修を実施し引き続き使用した場合を比較すると、それほど差がないか、あるいは耐震改修した方がコスト的に高くなる可能性もあるというまとめをしています。8ページの上段に枠がありますが、このような諸条件を勘案して、当委員会においては「長期的視野に立って利用することが可能で、経済性・機能性に配慮した新庁舎を建設することが適当である」との方向性を見出したというような記載をしています。
- ・次に、2の分庁方式と本庁方式についても、その比較検討の過程を記載していますが、その結果を枠の中に示しております。市民サービスの向上、経費の削減、業務効率の向上などから、本庁方式が適当であるとの記載です。
- ・3番目の建設時期は、庁舎建設に当たっては、有利な合併特例債を活用することから、平成27年度中の供用開始を目指すのが適当であるとしています。
- ・次に、4番で財源について記載しています。これは庁舎の建設時期と大きく絡むわけですが、有利な合併特例債を活用するのが適当であるとしています。
- ・そして、10ページから11ページにかけて、第4として、今後の検討項目について記載をいたしました。その一つが、既存施設の利活用についてで、それをさらに国分寺・石橋・南河内庁舎、水道庁舎、下水道庁舎と、公民館などその他の施設にそれぞれ分類し、現在の3庁舎等は、市の行政改革の観点を踏まえて売却も含めてあらゆる方法を検討していくとしています。11ページに公民館、図書館等の記載がありますが、これらの施設については、それぞれが本来の目的に沿って設置されておりますので、庁舎の建設に絡む位置づけは変わらないため、そのまま引き続き運用していくとの位置づけをしています。
- ・最後に、今後、この委員会では建設位置(候補地)について議論がなされていくという流れで中間報告書の案を取りまとめとめています。本日、この案について了承が得られれば、

市のホームページ、広報紙等を通じて、市民の皆様はこの中間報告書をお知らせするということとなります。

(三橋会長) ありがとうございます。それではまず、今ご説明いただいたこの中間報告書について、お気づきの点があればご指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(三橋会長) それでは、三宅委員さんお願いいたします。

(三宅委員) 表現で誤解がないようにするには、もっと違う表現があるといいなというところが幾つかあります。日本語の部分はいいと思いますが、日本語ではない部分を、ちょっと申し上げたいと思います。7ページのところは、いちおう大筋こういう流れだと思いますが、ライフサイクルコストという耳なれない言葉をストンと使っているらっしゃるんで、ライフサイクルコストと言ったときに、例えばコンクリートが70年の寿命だとすると、70年間を見たときに全体のコストがどうなっているということが、よく知らない方にとっても、わかるように表現できないかなというのが一つです。それから、もう一つ。誤解をされないためにということですが、これは10ページにもかかわりますが、新庁舎をつくったとすれば旧3庁舎になるわけですけれども、3庁舎に関して、今後も使うとすれば耐震改造はやらざるを得ないとすると、新庁舎をつくった場合にも3庁舎を使い続けるのであれば、現庁舎を耐震改修するとした場合にかかる経費のうち、相当部分はやはり必要なはずなんです。そのことについては、ちゃんと触れておかれた方がいいと思います。これは恐らく使い続けるとなると、20億そのままかかるかどうかは試算いただきたいと思いますが、相当部分はやはりかかることとなりますので、50億と20億ではなくて、50億+20億近い数字の比較で、なおかつ、恐らくライフサイクルコストできちんと見ると、それでも新庁舎の方が、例えばこれから70年間の総コストを考えると、そっちの方が安いんだと、あるいは起債制度で有利なものがなくなって負担が重い中で建て替えを将来しなきゃいけないということになると、やはり新庁舎の方がいいんだというような整理ができると思います。ライフサイクルコストとして、もっとわかりやすくお書きになれないかなと思います。ここ一番、市民の方々にとっては、どっちが安いんだ、どっちが一番いいんだということですから、もう少し意を書き込まれたらどうかなというのが一点と、10ページの表ですが、実はこれは非常に素朴な疑問になってくると思うんですが、特例債の対象事業というのは20億で対象外が30億なんです。これは起債制度の問題かもしれないんですが、50億のうちの5分の2しか起債対象にならない、非常に大きな部分が、起債対象外の30億になっているということで、そのあたりについてもやむを得ない事情があるんだということも何かお書きになっておかれると、納得感がまた増すんじゃないかなと思います。この図は、絵だけ見ると何となく一般財源の方が小さく見えますが、本当はこっちが30億で大きいんですね。これは制度の問題もあると思いますが、でも何で対象外みたいなところがこん

なに大きいんだということについては、市民の方が見られると、すごく豪華なものを前提にしているんじゃないかとかという、そういう疑念というものが起こるかもしれませんので、ここについては対象外のほうがずいぶん大きくなっていることについて、こうした事情があるという何かしら説明があった方が納得感があると思います。

(三橋会長) 貴重なご指摘をありがとうございました。ライフサイクルコストをわかりやすく補足説明するということ。それから、10ページのイラストの中にある、この一般財源30億が対象にならないという、その制度的な理由といいますか、実情を少し触れておくということですね。今後の既存施設の利活用に関しても、仮に3庁舎のある部分を継続利用するのであれば、改修費用がそれに上乗せされますよと、これについてもやはり触れておくのが公平という、そういう三点のご指摘でした。それでは、どういたしましょうか。私の方と事務局で、この記載内容について、今ご指摘の趣旨を反映するように修正をするということでお任せいただけますでしょうか。

< 委員了承 >

(三橋会長) それでは、私の方で責任を持って修正確認をしたうえで、それをホームページに掲載をする段取りで進めたいと思います。他にいかがでしょうか。

(三橋会長) はい、どうぞ、本田委員さん。

(本田委員) 今、事務局から説明をいただきましたが、私は前回の6回の時に、会長にお願いしました。当時の3町で、この新市ができる3町合併問題で、庁舎建設の位置について、新聞等にも当時報道されていましたが、いろいろなご意見が出たようです。当時、3町から出た代表者の方はご苦労が多かったと思います。新庁舎をどこにするのかということですから、相当な論議がなされたと思います。その経過について、まだ、その当時の詳細の説明は何も受けてないわけですよ。ですから、私はお願いしたんですが、3町のそういう代表者の会議の中で結論は出たと、庁舎はどこに建てるんだということまで決まったということまで出ておりますので、どういう経緯だったのか、当時の議事録なり会議録があるわけだから、その要点だけでも抜粋して、次回に出してもらいたいとお願いしていたわけです。会長さんからも事務局に出してくださいと要請されたと、私は確認していますが、それがどうなったんでしょうか。ここに出ているということですか。この部分のどこに、出ているとすれば説明があったのか。この説明だけでは私はちょっと納得いかないですよ、これではね。執行部は準備してこなかったんですか。何もないんですか。今日は用意してないんですか。それをお尋ねします。

(三橋会長) 今、本田委員さんからご指摘いただいた点は、この次になります。

(本田委員) この次ですか。

(三橋会長) ええ、説明いただく資料がありますので、詳細にというわけにはいきませんが、

おおよそ、この2カ所に決まった経緯とか、その2カ所の絞られた理由について、事務局のほうから説明があると思います。

(本田委員) 次回にやるんですか。

(三橋会長) 次回じゃなくて、今日のこのあとです。

(本田委員) 次回というから。そういうことでしたら、やってください。

(三橋会長) この後、説明をしていただきます。

(本田委員) わかりました。結構です。

(三橋会長) 高田委員さん。

(高田委員) 中間報告ということですが、建設の財源ですね、これらについてはここに書いてありますし、また先ほど皆さんが申しましたように建設費だけでなくそのほかに解体、あるいは使用する場合には、もっとプラスアルファのお金が相当かかるのではないかと、これは前の検討の中でも話したと思うんです。とりあえず建設費、あるいは土地の取得費だけしか上げないということでありましたよね。先ほど皆さんが申しましたとおり51億円ですか、プラスアルファというものが、かかることになるわけですね。その辺もはっきりしたら、いいんじゃないかと思います。それともう一つ、市の財源といいますか、経済状況ですね、これをお聞きしたと思うんです。現在の市の経済状態からいけば何とかできるんじゃないかというようなお話がありました。その辺も現在の市の状況ということで載せておいた方がいいんじゃないかと思うんですね。現在の状況がこうであるから建設可能だよという形にしないと、それは考えないで、課題からかかりますよ、じゃ、やりましょうということではできないと思います。その辺も検討してありましたよね。その辺をひとつお願いしたいと思います。

(三橋会長) これも大変貴重なご指摘をありがとうございました。財源の見通しですね。これについて、そうしますと財源についての中になるのか、それとも5番として見通しという中に起こすのか、この辺もお任せいただけますでしょうか。書き込む方向で検討いたします。

(高田委員) どのようにでしょうか。

(三橋会長) 何回かの委員会で資料としてはお出ししていますので、それを要約する形でですね。よろしいですか。

(高田委員) はい。

2 建設位置(候補地)についての意見交換

(三橋会長) それでは、他にございますか。もしこの後、何かお気づきの点がありましたら、遠慮なく事務局の方に、この点についてもどうだと、ぜひ触れて欲しいというようなことがありましたら、ご連絡をいただければと思います。では、時間も限られておりますから、議事を進めてまいりたいと思います。この資料の中の庁舎建設に係る関係法令についての問題と、人口重心、先ほど本田委員からご指摘のありました、合併協議における議論の要約について、これは一括でよろしいですか。

< 委員了承 >

(三橋会長) それでは、ご説明をお願いいたします。

(事務局) 資料に基づき説明。

- ・庁舎建設に係る関連法令等の比較資料は、前回、庁舎建設に絡む関連法令等について説明した際に、一覽的にちょっと見てわかるような比較できる資料があったほうがいいのではないかとのご意見もありましたし、さらに庁舎建設の候補地についても委員の皆様から提案があったことを踏まえて、このような資料を作成いたしました。
- ・まず、この資料を見ていただく際に、前提条件が二つあります。一つは、建設に当たっては合併特例債を活用し、平成27年度中に供用開始できることが前提ということですので、この × は、平成27年度までに庁舎を建てることができるかどうかという視点で作成してあります。もう一つ、理解していただきたいのは、この × は市が関連法令等について県と協議していますが、その過程の中で感じ取った × であるということです。これは客観的なのかということを言われれば、必ずしもそうではないかもしれない。あくまでも、市が県と庁舎建設に絡む関連法令等の事前協議の中で、市が感じ取ったイメージであるということをご理解をいただきたいと思います。
- ・この × の意味は、 が比較的容易、 はやや困難、 × は困難というようなイメージで × を付けています。この表の下の二つにグレーで網かけがしてありますが、これは国の法律ではなくて、一つは、合併協議会で決定された候補地に○印が付けてあります。一番下が、下野市総合計画等の土地利用方針との整合性になりますが、市には総合計画、国土利用計画下野市計画、都市計画マスタープラン等がありますが、そこでの位置づけがなされているかどうかで、位置づけがあるところに 印を付けています。
- ・まず、関係法令等の中で都市計画法の欄をご覧いただきたいと思います。建物を建築する際には市街化区域が大前提ですので、市街化区域にあるかどうか、調整区域にある場合には地区計画を策定しなければいけませんので、その地区計画が比較的容易にできるかどうかという基準で × を付けています。
- ・自治医大北側の県有地については、調整区域ではありますが、地区計画の策定は比較的容易ではないかというイメージで を付けています。国道4号線西側は、調整区域で市街化区域からの飛び地でもあり、さらに農地法、農振法上の問題もあり難しいとの判断で × となっています。自治医大駅の西側は、調整区域ですが市街化区域に隣接し、地区計画の策定も容易であるというようなことから を付けています。
- ・旧石中跡地は、市街化区域の中にはありますが、用途地域が第1種低層住居専用地域で、高層の建物ができないため、南河内庁舎は市街化区域で、そのような規制がないので を付けています。
- ・前回、都市公園に建設してはどうかとの提案がありましたが、都市公園と申しましても数が多いものですから、この資料では祇園原公園を仮に想定しています。この場合、都市計画法上は都市公園に指定され、用途変更は非常に困難であるということから × を付けています。
- ・ふれあいプラザと国分寺庁舎は、前回、委員会での提案はありませんでしたが、考え得る選択の一つとして、また、市有地の有効活用ということもありますので、2万5,000平方メー

トル以上の空き地があるふれあいプラザを掲げております。ここは調整区域で市街化からの飛び地でもありますので、地区計画等の作成も非常に難しいというようなイメージで×を付けています。また、国分寺庁舎も提案はありませんでしたが、考え得る一つとしてあげております。この場合、庁舎の北側に増設することになるとと思いますが、ここは調整区域ではあるものの、市街化区域に隣接しておりますので地区計画が容易であるということで付けています。

- ・次に、農地法ですが、これは除外手続が必要かどうかという基準で ×を付けています。は農地ではないところですので、必要が無いということになりますが、国道4号線西側は手続が必要で、なおかつ、農振の青地に属しておりますので非常に難しい。自治医大駅西側は農地ではあるものの、農振地区では無いので比較的容易であろうと、このような位置付けをしています。
- ・農振法は、前回図面を見ていただきましたが、青く塗ってあるところで農地を保護するところです。この候補地の中では、国道4号線西側のみが青地に属していますので、×を付けています。
- ・文化財保護法は、試掘して遺跡等が発見されれば本格的な調査をすることになりますが、この中では祇園原公園だけが既に開発されておりますので、試掘等の必要がないので○、その他はあるということで付けています。
- ・都市公園法では、都市公園に指定されますと原則的に廃止は認められておりませんが、やむを得ず都市公園を廃止する場合には、近隣に新たに代替地を求めなければならないというような法的な規制があります。このため、都市公園の祇園原公園のみがこの法律の適用があるということで×印が付いています。
- ・次に、人口の重心点ですが、下野市の人口重心は自治医大の西側で、4号線を隔てた付近になります。ちなみに、地理上の中心点は、自治医科大学の構内の真ん中で、記念塔がある付近が地理上の中心点です。地理上の中心点も人口重心点も、それほど差はありません。
- ・次に、合併協議会における新市の事務所の位置検討経緯ですが、これは本田委員さんからご要望があった項目について、資料として取りまとめたものです。合併協議会では、平成16年1月の第2回から平成17年2月の第16回まで、12回にわたって庁舎の位置について検討がなされました。その検討の経緯を、時系列的に資料としてまとめました。

(三橋会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、まず質疑に絞って、どうしてここが×なんだとか なんだとか、そういったことでも結構ですので、何かお気づきの点があれば、遠慮なくご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(三橋会長) はい、高田委員さん。

(高田委員) この比較を見ますと、もう大体決まってしまうんじゃないかと思います。ですから、これを見る前にどこがいいか、検討したほうがよかったような気がします。もう、×が無いところというと1カ所だけになってしまいます。県有地は、県としても、もう何年前からこれを売りたいとしょうがないという土地らしいですよ。であれば、そういう形に当然持って来るんじゃないかというよう

な気もするんです。それから、重点地ですか、それに合わせてこの候補地が図面上にあります。この中で前に視察したのは、国道4号線西側と自治医大北側の県有地、それから旧石橋中学校ですが、これもついでに見たというくらいのところですね。ですから、その他の地点については国分寺庁舎についてはわかると思うんですが、あとについてはあらためて見ていないという場所ですので、これを検討するといっても全部は比較検討できないんじゃないかと思います。

(三橋会長) 私の記憶ですと、南河内庁舎とふれあい館も行ってたかと思います。

(高田委員) でも、これはただ庁舎を見に行っただけで、新しい新事務所という形では見てないですね。

(三橋会長) おおよそ、その周りの状況とか、地理的にこの辺にあるという、その辺の確認はしていただけたかと思います。

(高田委員) 私は、最近、特に南河内庁舎に行く機会が多いんですが、あそこは区画整理をしたために、庁舎に何か行きづらくなりました。どこが庁舎かわからないといえますか、前のほうが、かえって整備されない時のほうが行きやすかったような気がするんです。ですから、現在あの場所を見た場合に、ここへ新庁舎ということになると、新しい道路でも抜かないと、ちょっと無理なような気がします。真っすぐな道路というか、入っていく真っすぐな道が無いんです。最初にいいましたが、これはもう検討する余地がないんじゃないかと思います。これだけ比較して、どこが適当というのが出ちゃっていると思います。

(三橋会長) そのように素直に × を受けとめていただけると、事務局としては大変ありがたいということですが。

(高田委員) まず、これを白紙にして、どこがいいかということをもう一回して、それから検討すればよかったような気がするんです。

(三橋会長) 高山委員さん。

(高山孝委員) この × のことでちょっとお伺いしますが、最初に説明があったとおり、県と市が協議の中で、こちら側、市が感じ取ったイメージという何か紛らわしい表現をなさったけれども、これを見ると×はもう絶対ダメだと、そういうことじゃないんです。その辺のニュアンスで、この×の市が感じ取ったイメージってこれはどういう意味なのか、ご説明をお願いしたいと思います。

(川端室長) 県と協議をした中で、市で受け取った感じというのはどういうものか、こういうご質問かと思いますが、例えて申し上げますと、都市計画法では、自治医大北側の県有地、自治医大の西側、それから国分寺庁舎、この3つのは現在の都市計画法からしますとアウトです。ただ、その中にありましても、県としては、いわゆる下野市のこういった合併という特殊事情も考えて、都市計画の運用についてもう一度見直してみたい、検討してみたいと、このように言っておりますので、現状では正確には×だと思います。しかし、受けとめた感じとしては、そのような県の意向もあるようですから、 という表現にいたしました。そういったところが、農地法においても、また農振法においてもあるわけです。

農地の関係は今年の6月に法改正がありまして、これから施行令、施行規則、こういったところの改正がなされるわけですが、多分それらは12月だろうと、このように県では言っております。そういう中での見通しでありますので、先ほど言いましたように、客観性が確保されているのかとこういうことになりますと、少し疑問がありますということになります。ただ、こういった中でもお示しをしないかぎり前に進まないという判断のもとに、この資料を作成いたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

(本田委員) よろしいですか。

(三橋会長) はい、どうぞ。

(本田委員) ただいまの説明では、私の言葉が大変悪いかもかもしれませんが、この×も場合によっては になる可能性もあるというように聞き取ってよろしいんですか。この前も申し上げていますが、とにかく公共用地の取得でございますので、この際は努力しても市民待望の注目の的でございますので、その辺は公共用地ということで、それをひとつ県なり国なりをお願いして欲しいと思っております。今のお話の中では全くダメなんだと、これは×になったところはもうダメなんだというんだったら、考え方がちょっと変わってきますので、今のお話では、何か可能性もあるというように受けとめられましたので、お尋ねするわけです。

(三橋会長) まず、私のほうから今のご質問にお答えして、必要であれば事務局に補足していただきたいと思っておりますが、一つは、ここにある×がそういう意味で、すべて になる可能性があるわけではありません。場所によっては なり になる可能性もあるという意味です。その趣旨は、都市計画法なり農振法、農地法なりで、例えば農地をつぶして庁舎を建てて、従来からある市街化区域と一体的に将来的には市街化をしていきますという、ビジョンをつくるわけですね。ですから、そこには無理が大きい小さいという、そういう何か相対的なものがあるわけです。こっちの方がまだ比較的クリアはしやすいけれども、こちらの方は不可能ではないけれどもかなり難しいし、例えば、のちのち財政的な面で負担が大きくなる可能性もあるとか、いろいろ考えられなくはないということです。もう1点は、平成27年度中に供用開始という時間的な制約もあるわけですね。たしか前回、事務局からお話がありましたように、平成25年度中にこの辺の法制度的なものについては全部クリアされていかないと、合併特例債が活用できなくなる恐れがあるという意味で、これは×にしたほうが、つまり、今までの議論の前提が時間を経過してしまうとくずれてしまう可能性があるとして、こういう意味で二通りの意味があると思うんですね。繰り返しますが、県の考えというのはやはり客観的に見て、このところに、ここに庁舎を建てるのが都市計画的に見て無理があるのかないのか、こういう観点だと思うんですね。それともう一つは、期限の問題です。手続に非常に時間がかかるようでしたら、不可能ではないけれども、やはり難しいと考えたほうが良いと、こういうことだと思います。そういう意味で、ここにある×は、すべて とか になるわけではないというように見たほうがよろしいと思っております。

- (本田委員) 私は、この辺を国にも考えてもらってもいいような気がするんです。どうしても納得いかないんですね。
- (三橋会長) 場所によっては、県も考え方を变えても構わないという、そういうところはあるとっています。全く杓子定規に一切ダメというようにしているわけでは必ずしもないと、こういうことです。
- (川端室長) 少し補足させていただきますけれども、確かに、これまではこういった公共施設については、農地法なり都市計画法なり、もう少し目を開いてもいいんじゃないかと、こういう観点があったと思います。これまでは、そういう観点が都市計画法というものが動いてきたわけです。しかし、今回の農地法の改正も含めまして、いわゆるこういった公共施設が都市計画に非常に悪さをしていると、こういうところが指摘されておりました、農地法のところも、よりこれまで以上に厳格化されてきているわけです。人口の減少社会ということを迎えまして、やはりコンパクトシティーという概念のもとに国の方で動いていますけれども、そこに対して庁舎等の公共施設がコンパクトシティーという概念からすると悪さをしていると、そういったところを規制しようじゃないかと、こういうのが法の改正の一つの大きな目的なんです。まさに今回のこの庁舎建設に当たっては、法律改正に当たって議論された中心となった論点ですと、こういうことがありまして、県でもそここのところは厳格にしながらも、市の要望も聞きながら進めて行きたいとっております。今までのように、公共施設だから調整区域でもオーケーなんですと、こういう考えではないんだと、そこについてはご理解をいただきたいと思います。
- (三橋会長) 小川委員。
- (小川委員) 合併特例債を有効に活用するという、この趣旨については、私は委員の一人として十分理解できます。いわゆる財源から判断いたしまして、27年度の完成予定ということに、委員会として、私は最大限努力をするべきであると、譲歩すべきであるという基本的な考え方にあります。いわゆる市街化に隣接している地域と調整という地域を位置指定した場合の財源には、私はかなり差が生まれるのではないかと思います。一般市民が、今日の法制度は厳守しなければならないということは、いずれの代表の方々も熟知いたしておりますけれども、市と県の事務当局が苦心をしているという今、室長のご意見も伺いましたけれども、ここの点については再度、私は次の委員会までに検討してほしいと思います。ということは、財源というものの大きな課題の一つであると、委員という立場に立ちましても、財源確保という今後の市の財政ということについて、やはりこのような時代の中でございますから、市民が安心して暮らせるまちづくりということについては調整を十分すべきであると、こういうことを委員長をお願い申し上げたいと思います。
- (三橋会長) ありがとうございます。ご意見が、どうするかというところに入ってきたかと思しますので、それでは、あと1時間ほどになってまいりましたので、今までのご説明なり、今日のご意見も踏まえたくうえで、どうぞ遠慮なく、どなたでも

結構ですが、私はここがいいのではないかというようなご意見をお願いします。

(三橋会長) はい、早川委員さん。

(早川委員) 南河内商工会の早川でございます。もう佳境に入ってきたような感じがしますので、私は南河内を代表したつもりで意見を述べさせていただきたいと思います。まず、原点に返って話し合いを進めてもらいたい。これは国の法律で、要するに合併というものが余儀なくされた。各町の財政が非常に逼迫してきたという問題で、この合併というのが急遽進められるようになったと思うんです。その折、国分寺、石橋地区の皆さんは、南河内をどのようにして誘ったか。これは南河内の町民の心の中に深く残っております。だから、今、南河内は沈没しちゃっているんです。石橋、国分寺の人たちはそう感じませんか。行政の方は特に苦慮していると思うんです。そういうことを考えていただきたい。人間として、自分たちの我が田に水を引くがごとき議論をされておりますが、本当にまちづくりには何が必要か。これはお互いの信頼性じゃないですか。私はそう思います。だから、今、議論されている問題については、もちろん財政が逼迫している中ですから、経済性に富んだ、そういう地域を選ぶこと、あるいはアクセス道路とかいろいろな問題があります。しかし、南河内の市民の心を考えていただきたい。私はいつも南河内の人たちにそういつて言い続けています。また、我々が現在検討しているこの会議以外にも、新たな検討委員会が設けられましたよね。知っていますか。大事なことですよ。これ完成できますか。今のまま進んだら、できませんよ。その時には私、先頭に立ちますから、そういう問題も絡めてお話しをしていただきたい。多少の場所のずれはお互いにカバーできるかもしれませんが、この感情的なというのは非常に大事なことです。南河内はだまされたという感情が非常に強いんです。「南河内は吸収されたのかい」といわれます。「対等合併のはずだよ」と、そういう感情を市民に持たせることは非常にマイナス点です。会長よろしいですか。時間をいただきたいんですが、南河内の心を代表して私は今、申し上げているんです。

(高田委員) ちょっと、話の内容がずれていないですか。

(早川委員) なんですか。

(高田委員) 話の内容がね。

(篠原委員) 今、聞いてはならん言葉を聞いたんですが、他にどういう組織ができたんですか。

(早川委員) 組織じゃなく、私は南河内を代表していつているつもりです。いろいろな人に意見を聞いて、だから、私は結論からいえば自治医大の後ろ、これが一番よろしいんじゃないかと思います。これなら南河内も賛成してくれるんじゃないか。そういうことで、合併が進んだと思うんです。でなきゃ、なぜこの合併協議会で結論をださなかったか、だせなかったんですよね。だせば合併分裂です。だから、私は合併協議会で結論をだせといつたんですよ。それで合併がダメならダメでいいだろうと。しかし、合併のほうが大事だと皆さん思ったんでしょ。結論をださないで先送りした。ですから、そういう問題も考えて話を進めてい

ただきたいと思います。

(三橋会長) ありがとうございます。

(三橋会長) 松本委員。

(松本委員) 今、お話しを聞きまして、私はどんな事情だかわかりませんが、それは石橋だって同じことです。それは皆さん、心を中心に持って、それでこのようになったんだと思いますから、前向きに行かなければならないと思います。ひそかに何となく、あの候補地というのは、私もどういふふうになったか聞いております。それはその時の問題であって、今はみんな前向きに考えている時です。私はいろいろ石橋の方にもいわれます。それはもう、こうなったんですから元に戻れないことです。前向きに意見をいって、今じゃなくて、将来のことまで考えて決めていったらいいんじゃないかと思います。それをいちいち言っていたら、私もたくさんあります。このあいだ、ある人が私にこぼしました。国分寺に行ったら駅から遠くて、石橋の庁舎へ行ったら国分寺の庁舎へ行ってくださいといわれたんです。その人は車もないし「駅から3キロ歩いたんだよ」とって私に言いました。「この暑い中、往復6キロも歩いたんだよ」と言いました。72歳でしたね。その人は、私にちゃんと証明も見せましたね。72歳の方が車もなく、タクシーに乗るお金もなく、そういうふう歩いた場合に、私はやはり駅の近いところを将来のために考えた方がいいんじゃないかと思うんです。駅西が候補地として新しくできましたね。今、南河内のお話が出たのに翻すようで申しわけないんですけども、これから先、若い人がお勤めに行っちゃったりしますと、車がありませんね。そうすると、やはり電車で移動したりすることが多くなると思いますので、そうしましたら、やはり便利性でこの×を考えた場合に、やはり駅の近くがいいと思います。3町合併した時に、ある役員会で会場をどこにしましょうかということになって、3カ所を転々と回っていましたね。私も石橋から南河内に行くにはとても遠いです。30分ぐらい前に出ないと間に合いませんね。それはお互い様です。そうした時に、石橋が駅から歩いて行けるから、石橋ですって開催してくださいという会がありました。そうしますと、やはり会議とかにできる場合に、やはり庁舎は駅の近くで電車で移動できるところが、私は一番望ましいと思います。経済的とか、そういうことは一切考えないで、お願いしたいと思います。

(三橋会長) ありがとうございます。

(三橋会長) 佐藤委員さん。

(佐藤委員) 昔を思いだしておりました。合併に当たっては、とにかくいろいろなことが起きるといことは当然のことだと思います。いろいろな意見の中で、みんなが妥協できる点というのを見つけなければ合併した意味がない、私はそう思います。妥協点は、皆さんがお互いに意見を述べ合って、それでその中でお互いに「おおそうかと、ここならそうできるだろう」という妥協点を見つけていくのが、市の発展のために大切なことではないかと思います。私たちが吉田村と薬師寺村が合併した時に、大変な思いをいたしました。その時を早川さんのお話

で思いだしておりましたけれども、ここでは下野市になったのですから、下野市の庁舎を建てるといふ、そういう点に話を戻して、このせっかく調査していただいた表に基づいて、いろいろな意見をだしていくのが私たちの役目ではないかと思ひます。話を戻しますが、自治医大の駅の西側で、合併協議会でバッテンのあるところがありますが、その点をちょっとご説明いただければと思ひます。

(三橋会長) この表でいふと左から3番目で、駅の西側ですよ。

(佐藤委員) 駅の西側、バッテンです。

(川端室長) 合併協議会における候補地ですが、これは自治医大北側の県有地、それから、国道4号線西側というように2カ所を指定しておりますので、それ以外については×という表現にさせていただきました。

(三橋会長) 法定の合併協議会での議論を尊重するという意味で、参考資料としてここに一緒に入れたと、こういう趣旨ですね。他にいかがでしょうか。

(三橋会長) はい、山家委員さん。

(山家委員) 私は、先ほどから南河内がどうか国分寺がどうか、石橋がどうかと言っていますけれども、やはりこの将来を考えた時に、その中心地がどこだということで、人口的な中心もここだということで、合併協議会で2カ所に絞ってあるわけだから、そしたらここに×が三つあるわけですよ。これは執行部の努力で、何としてもここに行きたいんだということでやったときには、県では合併はしていきなさい、今度は法が変わりましたからダメだよというんでは、私に言わせれば、県は後出しジャンケンのことをいっているんじゃないかって、そういう感じを持つんですよ。それまでは合併しなさい、しなさいと言ってといて、今度は法がこういうふうになりましたから、なかなか調整は難しいですよいうんじゃ。合併させといてやはり県もその辺のところ、ある程度含んでくれるということも、まあお願いできないのかなというふうに私は見ております。どうなんですか。執行部で、ダメだったら、もっとうえの上部団体をお願いして行くということではできないんですか。

(篠崎副市長) 今の山家委員の発言でありますけれども、合併特例債を活用しないで、将来的に庁舎の位置を中心のところに決めるんだ、道路の関係を含めて理想的なところに決めるんだとすれば、一つの意見が出ると思うんです。その時には合併特例債は使えませんから、平成35年でも、そういう環境が整った時に建設するという選択肢はあると思うんです。ただ、今ここでお願いしているのは、合併特例債を使って新庁舎を建設するというのが前提になっていますので、多分、県・国と協議していっても、例えば、平成30年とか35年には条件を整えて都市計画法がクリアできるようなものを市が努力をしてできないということはないと思うんですが、それは平成27年度までにそれはできませんと、そういう27年度というのも含めて考えていただきたいと思うんです。

(山家委員) 合併特例債を使わないんだったら、この話もできないことは無い。それを使うという場合には、無理なんですか。

(篠崎副市長) 合併特例債を使わないのであれば、急ぐ必要はないというのが裏に隠れている部分です。今、委員が言っているように、国道の西側がいいのであれば、10年かけても20年かけてもその開発ができるような、市街地の拡大とかいろいろな地区計画を検討して行くと。ただし、それは合併特例債は使えませんから、今の中間報告の部分とのずれがでてきますのでその整理も必要だと、そのように理解してもらいたと思います。

(山家委員) 合併特例債を使う時には、もうこの候補地はダメだということだね。

(大橋委員) この ×を見ると、一番本命だったところが×三つなんですね。これで見ると、この国分寺庁舎が県道ができるために壊さなくちゃならないということなんです。間違いなく県の道路ができるんでしたら、この×の三つのところと幾らも距離が離れていないんですよ。私はこの×の三つのところと国分寺庁舎は、そんなに時間がかかるわけじゃないから、私は国分寺庁舎のところへ県道ができるということになれば、一番それがいいんじゃないかなと思います。

(三橋会長) ありがとうございます。皆様方のご意見をできるだけ事務局としても知っておきたいと、私も含めて思いますので、どんどんお考えをご披露いただければと思います。

(篠原委員) ただいまの大橋さんの件に関連するんですが、自治医大の北側が、まさに ×から見てもよろしい。しかし、はっきり申し上げまして、合併協議会の中で当時の国分寺町、石橋町の議会では、国道4号線西側ということで、ちゃんと先ほどの資料にも出ていますね。これが平成19年の都市計法の改正によってダメだと無理でしょうということで×になってしまった。先ほど、下野市の人口重心点というんですか、これが自治医大の西側で4号線の西になっているんですね。それから、下野市内の地理的な中心というと、何か自治医大の敷地内で、あの辺がまさに中心なんですね。その中心から現在の国分寺庁舎まで正確にはわかりませんが、約2キロ弱ぐらいですか。ということであれば、もう自治医大北側、国道西側はもう視野に入れなくて、考えから外して、国分寺庁舎がいいと思います。もちろん地権者もありますから簡単に確保ということは断言できませんが、私はそういうことが望ましいのかなと、あらためて考えを新たにしましたところですよ。

(三橋会長) はい、本田委員さんお願いします。

(本田委員) 三橋会長さんを中心にこの建設委員会が発足しましたが、私は、会議の時のことは忘れていません。というのは、あの時この庁舎建設敷地の問題についても、答えは出たわけですよ。その時には、はっきりと第1案、第2案という説明があったわけですよ。全員の皆さんが、これは耳にしているわけですよ。そういうことでの説明があった後に、各町の視察に参ったという事実があるわけですよ。いろいろのご意見があるようですが、それはそれとして、第1回目に第1案、第2案という言葉で庁舎建設、はっきりと言われたわけですよ。これも会議録に残っているはずですよ、これははっきりと。いつの間にか、これが宙に浮いてきちゃって、いろいろな話に今度は変わってきているわけですよ。そうなるよ、

一步前進して、また後退して、こういうことが何度も何度も繰り返されていくということについては、私は非常に残念だと思いますよ。このままいって、どのように結論ができるかわかりませんが、それによってはいろいろな問題点がでてくると思いますよ。その点、会長さん、ひとつ、会長さんは責任があるわけですから、そういうことでスタートするこの会が、ここにきて、なかなか難しい問題を抱えてきちゃったというような現状であろうかと思しますので、十分にお考え願って、この後このままで話がストップした場合には、これは容易ならざるものがでてくると思いますよ。確かにいろいろなご意見があるように、私らもはっきりと、市民に、旧石橋市民の方にもご説明申し上げる機会をつくらなくちゃならないと思いますから、それだけ申し上げたいと思います。よろしく会長、お願いします。会長さんの責任は重大ですからね、はっきり申し上げておきます。

(三橋会長) 第1案、第2案と確かに資料として載っていましたけれども、それは法定の合併協議会の時に、この2カ所に絞ったという、そういう意味だと思うんですね。それとは別に、この建設検討委員会のスタンスとして、そういった合併協議の時の議論は尊重はしますけれども、委員の方々、大半は代わっているわけですから、それを踏まえつつ新しいご意見で決めていくと確認がされていたかと思えます。やはりいろいろご意見をいただいて、もむという大変ですが、やはり議論をすることで、先ほど佐藤さんがおっしゃられた妥協点を見つけやすくなるのかなというように思っていますので、もう少し各委員さんにご意見を出していただければと思います。

(三橋会長) はい、どうぞ。

(山家委員) 私は、どうしても西ということを考えていたんですけれども、お話を聞くと、もうこれは無理だということですね。そうすると、特例債を使うか使わないかということになってくると思うんですよ。だから、特例債を使わないんだったら、ぐっとそれをバックしても大丈夫だよというわけだね。そうすると、合併委員の人が話した2カ所のうち、どこかということになれるということなんです。けれども、特例債を使わなくちゃ、これは何と云って財源だけでは難しいんだから、やはりその当時はそうであったかもしれないけれども、やはりそこは柔軟性を持って行って、建設するにはどうするかということで、この特例債ということのを頭に置いて、私は審議したほうがいいのかと見ています。

(佐藤委員) その特例債のことなんですけれども、特例債を使った場合と使わない場合と、どれだけのハンディがあるか。それで、特例債を使わなくてもできるとしたら、みんなでいい地点を見つけて建てていったらいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺をちょっとご説明いただければと思います。

(篠崎副市長) 20億の特例債を発行したいということでありますから、特例債がないということになれば、20億は積立金になりますが、今はその20億は計画しておりません。今の段階では30億が一般財源で、市の計画的な積み立て、基金等で対応し、20億については借入金、特例債になりますから、これがなくなってし

まうと、その20億はありません。合併特例債が使えないのであれば、平成26年、27年の建設はできません。当然、特例債を使わないということになると、27年度までに建てる必要がないという整理になります。例えば、平成29、30、その頃建てますかと、あるいは32、33年の頃建てますかと。その時には特例債はありませんから、一般財源をあと20億工夫するという事は、これからの地方財政、今の状況の中では大変厳しくなるのかなと、そのように見えています。

(三宅委員) 財政の制度に関していうと、現時点と5年後、10年後、それはわからないわけですが、現行制度からすると、特例債が使えなかった場合には、庁舎であれば一般単独債の一般債の可能性があります。起債という意味での手当ができるできないに関しては、もう少し補足したほうがいいんで、ひょっとしたら20億は起債自体はできるかもしれません。ただし、20億を借りた場合に、大変大ざっぱなことを申しますと、その借金返しをする時に、その約7割について交付税で積算されてお金がきます。ですから、その7割、ちょっと大ざっぱなんで誤差が出ますけれども、20億掛け7とすれば14億、14億よりちょっと下がるんですが、その95%になりますから、14億に少し欠けるくらいの金額が、市の財政負担としてはあるかないかということになるわけです。だから、14億掛け95%、約13億何がしの金額の差はでてくるというように私は理解しているんですが、どうなんでしょうか。

(篠崎副市長) 今のお話のとおりでして、いわゆる一般単独債を起こすことは局長指摘のとおりです。ただ、その中でも説明ありましたように、交付税措置がありませんから、すべて一般財源でその借金を返していくと、返済するということでありまして、特例債の場合には交付税に75%算入されると、そこに大きな違いがあります。この委員会の中では、有利な合併特例債を活用するということによって、例えば20億の借入金を起こしても、将来、元利償還金はその70%は交付税に入ると、これがこの委員会の財源の分析かと思えます。

(三橋会長) 高津戸委員さん、お願いします。

(高津戸委員) 今までの議論を聞いていますと、土地の取得のしやすさがメインになっているような気がするんですね。実際、庁舎を建てるという話になると、それ以外にたくさん要素があるだろうと、検討項目がということで、ちょっと自分の頭を整理するために考えてみたんです。僭越ですが、ちょっとまとめてみましたので、ご覧になっていただきたいと思えます。(資料配布)。今、お配りすると思えますけれども、これだけで足りないかもしれないし、多過ぎるかもしれないし、何ともいえないですけれども、分類と評価項目というところだけを重点的に見ていただければと思えます。建てた後というのは、やはり利便性が一番じゃないかということで、の利便性ですね。これは市民にとって、あるいは職員にとっての利便性。利便性という意味では、人口の重心がどうかとか駅からの距離だとか、自転車が使えるかどうかとかということになると思うんです。それから、今、話題になっている2番目の土地の取得のしやすさ、これは計画

が実行に移しやすいかとか、時間的余裕があるか、28年度までに完成させる
とかという話ですね。それには、いろいろな評価項目、公共用地だとか民間用
地だとかあるだろうということです。3番目の土地購入の経済性というのは、
購入費用が大きいのか少なくて済むのかというような意味ですね。それから、

は、市のシンボルとしてどういう位置がいいだろうかというアピール度とい
うことです。はインフラ整備費用、これは道路、上下水道、ガス、電気、通
信というようなことが考えられるだろうと。それから、6番として、完成後の
環境問題、車しか使えないところでは温暖化防止には余り役立たないだろうと
いうようなこととか、近隣への影響とか近隣からの影響というようなことがあ
ると思います。最後は、工事中の問題で、余り近隣に近過ぎると工事車両の多
さとか、工事騒音が発生するだろうというようなことで、こういう観点からま
とめていけば、比較的何かうまくまとめられるんじゃないかということで、ち
ょっと私の頭を整理する意味でまとめた資料をお配りしました。

(三橋会長) ありがとうございます。今、配点をざっとたしたら220ぐらいになるんですね。

(高津戸委員) 配点は関係ありません。

(三橋会長) 特に関係はない。それとあと、評価点で道路のところはマイナス5とありますが、これは5でよろしいんですね。

(高津戸委員) いや、マイナスです。

(三橋会長) これは、マイナスで評価をするということですか。

(高津戸委員) そうということです。

(三橋会長) これも大変貴重なご指摘で、今回の事務局で用意した資料の、特に関係法令に
ついていえば、この庁舎の建設用地としての確保のしやすさという一点で、確
かに資料が作成されていたということがありまして、先ほどらい、例えば松本
委員さんからは駅の近くがやはりいいというご意見もいただいていますし、過
去6回の中でもさまざまな観点で敷地を選ぶ際の評価の視点といたしますか、評
価軸がだされていたかと思しますので、その辺を整理していただいたので、私
も大変頭の中が整理されました。そうしますと、問題は、仮にこれでやってみ
るとということになると、今回8カ所ですね、候補地がありまして、それぞれに
ついて評価点というものがだせるわけですが、ただ、その前提としては0点か
ら5点ないしはマイナス5点というように、これをどう判断するかというのが
ちょっと問題としては残りますが、このご提出いただいた資料に関して何かお
気づきの点が何かありましたら、お出しいただきたいと思えます。

(山家委員) どうもここまでやっていて、この1番の候補も2番の候補もダメだとわかったら、もう合併特例債を使うとか、それを使わないで、今、いうように30何年
待っていたら庁舎はおかしくなっちゃうよ。石橋なんかおかしくなっちゃいま
すよ。待ってられないよ。あれは何かあったら、昨日の竜巻じゃないが、あんな
のきたら、一発で終わっちゃいますよ。館林であったようだけれども、だから、
もう合併特例債を使ってやるんだという一つの心に持って行って、じゃ、
どうしましょうかとやらなくちゃ、これ決まらないよ。私はそういうふうに見

ている。だから、合併特例債を使わなければ、今、副市長がいうように、30年後だっていうから、そうしたら、もう昨日の竜巻がきたら石橋の庁舎は一発で終わりだね、あの辺は。だから、ちょっと雑談的なこといいですけども、合併特例債を使ってやるんだという一つの心でみんな持って行って、それでもう、じゃ、どうするかということにしないと、もうだめだと思うよ。私はそういうふうに見てますよ。そうすると、この一つ目の医大の北側の県有地、これは言わずとも皆さんわかっていると思います。次の国道4号線の西側、この×があって、とてもこれをクリアするのに30何年もたつというんじゃ、庁舎は待ってられません。そうすると、その次の場所です。ということで特例債を使って20億を活用してやらなければ、もう庁舎はもたないんだから、私はそういうふうを考え持っていますから、特例債を使って庁舎建設に向いて行きたいという、一つに思いを持っていかなければだめじゃないかと思っています。

(三橋会長) はい、松本委員お願いします。

(松本委員) 発表する方の意見はとてもわかります。同じような意見で発表しない方もたくさんいると思いますので、私は一度、特例債を使うか使わないかとか、どこにするかと、書類で全員がこの次までにだすとか何かしないと、意見をいう方はとても強く印象に残ります。でも、じゃない方もすごい意見も持っていらっしゃると思うんですね。ですから、一度そういう書類で、あとここにどうですか、未来はどうなっているのなんていうのも入れたら、意見を述べてもらって、書いていただいて、そしたらいかがですか。1回で決まっちゃうんじゃないかと思っています。

(三橋会長) 阿久津さん、お願いします。

(阿久津委員) 毎回同じような結論で終わるような感じがいたしますけれども、山家さんのおっしゃった、特例債を利用して使って充当してやっていきたいというようなことは、挙手でも簡単にできると思うんですよ。今まで仮にやってきましたので、書類じゃなくて挙手で決められるんじゃないでしょうか。

(三橋会長) はい、どうぞ。

(松本委員) 特例債は使うということが決まって、これは建てるということが決まって、このように進んでいるんじゃないかと私は思って出席しておりますが、どうなんでしょうか。いろいろな意見がでったので、何かごちゃごちゃしちゃったですけれども、元に戻るとそうだったんじゃないかなと思いますね。

(三橋会長) じゃ、そろそろ収拾といいますか、まとめる方向で議論するというところでよろしいですね。

(三橋会長) はい、本田委員さん。

(本田委員) 今いろいろとお話をお聞きしましたが、もっともなご意見もございます。しかしながら、最初申し上げましたように、第1案、第2案が候補地としては、既にこの委員会が発足した当時からでているんですよ。これが今、ご破算になったとなったら、これからの問題をどのように進めようとも、なかなか市民のご協力とご理解はいただけないと思いますよ。何とかここで、はっきり会長ね、

市のほうにもはっきりしてもらいたいですよ。私は前から申し上げたいと思うっていたんですが、第一助役さんはお見えになっていますが、市長さんはまだ一度もお見えになっていないんです。第7回の会議まで、一度もお見えになっていませんね。私は、ぜひ市長さんにもおいでいただきたいんですよ。出席していただいて、やはり皆さんの声を、生の声を聞いていただきたいんですよ。そういう声を市長さんにも十分にご理解いただきたいと思うんですが、残念ながら、いまだに一度もご出席をいただいてないと私は思いますので、その点についてもここで申し上げておきたいと思います。そのようなことで、大変失礼ですが、第1、第2の案がご破算だと、ダメなんだということになれば、市民のこれからのご協力とご理解はなかなかいただけなくなるというふうにだけ申し上げておきたいと思います。

(三橋会長) はい、高山委員さん。

(高山孝委員) 先ほどから、合併協議会の1案、2案とかという話がでていますが、この会では、それはその会の決定であると。我々はこの中で候補地を選ぼうということなんで、別にそこになるかどうかはわかりませんが、この会で決める候補地を提案すればいいのではないかなと思います。もう一つ、先ほど松本さんがおっしゃられたように、アンケートじゃないけれども、文書による回答ですね、2個でも3個でも案があればとってみたらどうかかなと思います。というのは、何か特定の人ばかりが発言していて「こうだこうだ」といっていますが、他の案もあるのではないかなと思いますので、意見等を書き添えながら、アンケートらしいものをとってみたらいかがかと思います。

(三橋会長) 私は個人的には多数決で決めるというのは、可能なら避けたほうがいいと思いますが、先ほどらい、いろいろなご意見をいただいていますと、どうもこういった意見をお出しいただいた上で、じゃ、やはりここですというようになるのは、もう少し時間がかかるかなという感触を持ちました。8カ所、これが最大限の候補地ということですので、まず、これを少し絞る必要があるのかなかと思うんですね。松本委員さんから提案がありましたし、また、高津戸委員さんからも、その決める際の基準に関してご提案がありました。私個人としては、どうしていいか、まだ頭が混乱しているんですが、とりあえず、この8カ所をもう少し絞った上でアンケートをかけた方がいいかなという気はしましたが、いかがでしょうか。

(三橋会長) 森田さん。

(森田委員) 私も会長のいう意見に賛成でして、最初にこの資料をいただいて ×をばっと見た時に、残るところは本当に決まってくるんじゃないかなと思ったんですけども、やはり特例債を使うということで期限が決まっているということと、あといろいろな今までの経緯もありますので、今日のこの会議でも国分寺庁舎を使ったらいいんじゃないかとか、自治医大駅西側はどうだろうかという意見が出ましたよね。それで、私としては、この移転した時に残るのは自治医大北側県有地になってしまうのかなと思ったんですけども、それをそのまました

のでは市民にも説明できませんし、参考資料として第10回合併協議会の資料として、3カ所でてまして、細かくここはこういう点でどうだとかという細かい資料が合併協議会のときに出たわけです。そのような形で、例えば国道4号線、自治医大駅西側は、合併協議会のときは移転の補償費とか用地取得とかが難しくて費用がかなりかかるということで、候補から外れた経緯があると思うんですけども、そういう点とか、あと国分寺庁舎を使う場合も道路ができた場合、場所が狭くなるので、その狭くなった分の確保をどちらかに広げなくちゃいけない。その時の費用とか、そういう細かい資料を出していただいて、細かくこの8カ所を絞った形で、次回までに細かい資料を出していただいて、また、みんなの意見を出したらいいんじゃないかなと思います。

(三橋会長) ありがとうございます。そうしますと、あと15分、20分ぐらいでいかがでしょう。この8カ所を3カ所か4カ所ぐらいに、今日の段階で、もし絞れるなら絞りたいたいですね。それはここにいる皆さんの合意のもとにですね。お一人でも、いや、ここは残せというのであれば、ちょっと削りにくいんですが、いかがでしょう。ここは検討する必要はないのではないかという、そのだめ出しのほうをお願いできればと思います。

(三橋会長) はい、加藤委員さん。

(加藤委員) 私は、この×に関して、やはりこれだったみたいに考えるより、市の方が、係の方がちゃんとした資料をくれたんだなと前向きに私は見ます。と言わないと、何か一生懸命やってくれている方たちに申しわけないと思っています。それで、私は国道4号線の西側で、あそこにイメージしてこれから栄えるんじゃないかなって思っていたんですが、今日の資料だと、農地法とか農振法でだいぶ難しいということなので、そこはあきらめました。それで、費用がかからないということを中心に置きますと、自治医大の北側ということですが、やはりあそこもちょっと暗い感じで好きじゃないなというのは前からいっていますので、すぐにつくりやすいということ、あそこがすごく大きく自治医大を取り込んだ大きい都市化というか、そういう市街化、都市化というんですか、そういう感じにイメージできるので、そこもすごくいいと思っています。ただ、今よく皆さんの意見を聞いていると、南河内の庁舎、あそこは簡単にできそうですよね。ですけども、随分外れてますということもありますし、国分寺庁舎の場合は、庁舎が削られてもその周りがすぐ買収できるような土地ですので、そこもすごく真ん中辺でいいかなと思っていますので、もう少し資料をだしていただければありがたいと思います。

(三橋会長) 松本委員さん。

(松本委員) 簡単な質問ですけども、この中で8カ所ありますね。これは全部50億円でできる範囲なんでしょうか。

(三橋会長) ちょっと、ご説明をお願いいたします。

(篠崎副市長) 今回、合併特例債の期限とこれまでの意見を参考にして、合併協議会の候補地も含めた中で8候補地をだしてみました。建物についてはどこに建てても、ほ

とんど変わりません。土地のほうは、地質調査等の細かいものはありますけれども、今、委員から意見がでていきますように、個々に当たっていくと、それぞれの関係経費を参考資料としてだしていくという形になると思います。

(三橋会長) 大橋委員さん。

(大橋委員) ちょっとお伺いしたいんですが、自治医大北側の県有地は、都市計画法では問題はないんですか。例えば、市街地に隣接していないし、自治医大は市街地に入っているんですか。

(川端室長) 自治医大北側の県有地ですが、都市計画的にはどうなんでしょうかと、こういうお話しですけども、自治医大は調整区域です。ですから、少し飛んでしまいます。この場合には、これから検討していかなければなりません、前提とすれば、自治医大を市街地で結ばなければなりません。この場合には、自治医大を市街地に入れるという作業が必要になってきます。

(大橋委員) わかりました。自治医大は市街地じゃないから、なかなか難しいということですね。はい、了解しました。

(川端室長) 冒頭申し上げましたように、都市計画法の の部分ですね、これは原則論からすれば×ですよと、こういう話を申し上げたと思います。ただ、いろいろな手法の中で、県としても市街地の周辺プラス、例えば自治医大も含めての市街化区域の編入、こういったものであれば検討の余地があると、こういう返事をいただいています。

(三橋会長) 三宅委員さん、お願いいたします。

(三宅委員) 少し整理して、一番根っこになっているところは、財源面で13億何がしの効果がある特例債を使うのか使わないのかで、使わない、13億を捨ててでも大事にしなきゃいけない事柄があるのかということについて、そこの方針を一度確認するという作業で、一つ振り分けができると思うんですね。次に、それぞれの委員さんの考え方があるんですけども、多数決というよりは考え方の整理を皆さんでして、こういう基準を立てましょう、例えば人口重心というところを中心に考えましょうという基本方針を皆さんでいいか悪いとか、あるいは、先ほど松本委員がおっしゃってありましたけれども、特例債を使うんだという整理をしたとします。そうすると、期間が大事になります。そうすると、期間に影響するのは、実は都計法とか農地法の処理だけではないと思います。ここまで具体化してくると、立ち退きが必要なところがあるのかないかとか、期間にかかわる要素について、この表に続けて並べてみるべきではないかなと思います。それから、13億というお金がかかることに関して非常に重要視して決断するのであれば、土地によってインフラ整備にかかる額がどの程度違うのかということも整理することが重要なポイントになると思います。13億を大事にした結果、場所を決めたら実は20億あまり多くかかったということでは理解が得られないかもしれませんので、要するに、13億というものを大切に考えるか考えないかということを決めて、大切にするんだということであれば、そのことにかかわる指標をこの各点に関して評価した表を得て、その後

で皆さんの整理をすべきではないかなと、そんな気がいたします。

- (三橋会長) ありがとうございます。時間がなくなってまいりましたので、まとめに入りたいと思います。今、何人かの委員の方からご提案がありましたように、まず前提として、これを絞り込んでいく前提として、合併特例債13億数千万円ですか、これを活用するということが先ほどの中間報告の中でもうたわれていますので、これを前提にするということによろしいですか。

< 委員了承 >

- (三橋会長) これはご了解いただけるということになりますね。そうなってくると、この8カ所の中で、特に都計法で×が付いているところは、はずさざるを得ないといえますか、そういうことになると思います。期間だけの問題ではないんですが、そう考えてほぼ間違いないですね。
- (高田委員) その前に、もう一度現地調査といいますか、現状を確認したほうがいいと思うんですね。1番にしる、2番にしる、いろいろ難しいところはあると思うんですが、この地域はこういう地域ですよというようなことをもう1回確認したうえで、結論的なものに持っていったほうがいいんじゃないかと思うんですね。だから、前から言っているように、庁舎だけができて、農振地、あるいはそういう農地の場合だと、何とか無理して庁舎ができて、その周りは開発できないわけでしょう。そうすると、都心の形成というのはそれを中心にできて行くものですので、そういうことが考えられない。ただ、庁舎だけがあるということでも不便だと思うんですね。ですから、そういうことから、やはり現地をもう1回しっかりと見て、それから絞っていてもいいんじゃないかと思いません。
- (三橋会長) ただいま高田委員さんから、前回は建物の老朽化の度合いを中心に見たということで、必ずしもその敷地ですとか、それが下野市の中にどういう位置にあるのか、周辺環境はどうかと、そこまで十分に見てなかったと。だから、もう一度、改めて見る必要があるのではないかというご提案ですが、いかがでしょうか。

< 賛成の発言あり >

- (三橋会長) それでは、次回はまだ暑いかもしれませんが、ご提案のとおりもう一度、皆さんで見ることにしたいと思います。
- (三橋会長) はい、加藤委員。
- (加藤委員) その前に8カ所ありますね。この会議の中で、ちょっと無理だなということがだいたい決まっていますね。それを除いてからでも、よろしいんじゃないですか。
- (三橋会長) そうしますと、皆さん、おっしゃりにくい方もいらっしゃると思いますので、

私が憎まれ役になりますが、国道4号線の西側、ここはかなり厳しいということで、ここを除く。それから、都市計画法の欄のところでは2カ所×が付いていますが、市街化区域内の公園とふれあい館・ふれあいプラザ予定地の3カ所については、合併特例債の活用ということを前提とする限りはちょっと可能性が低い、全く不可能と今の時点では断言することはできませんがかなり厳しい、そのリスクは避けたほうがいいだろうという、そういう趣旨ですが、この3カ所を外して5カ所にしたうえでじっくり見る、こういうことでよろしいでしょうか。

(本田委員) 会長、私は言いましたよね。いいですか。今、会長さんのお話の中で、西側は除くということを最初に言われましたね。ということは、従来、第2候補地であった西側は除くという意味でしょう。なぜ、最初から除くのか。先ほどご意見があったのは、それも見てからと、見ましょうということを書いてたんじゃないんですか。さっき皆さんで、それに賛成ですということを書いていたのに、今度は除くということは今、申されたでしょう。そういう簡単に会長が言われたんじゃない、困っちゃうんですよ。8カ所あるから2カ所除かなくちゃならないというふうに、その2カ所をいいと書いたんじゃない、見る必要がなくなっちゃうでしょう。

(高田委員) あれがあってもいいんじゃないですか。全部とりあえず見るということで。

(本田委員) 除くものは除いちゃって、会長の判断でもって、我々は意見だけ、無視されたんじゃない、はっきり申し上げます。会長、しっかりしてください。

(三橋会長) いや、会長判断ということではありません。

(本田委員) 今、申したでしょう。西側は除いてと。

(三橋会長) 合併特例債を活用すると、これについては前提として皆さんお認めいただいたわけです。本田委員さんもお認めいただいたと私は了解したから、この国道4号の西側は、そういうことを前提にした限りでは難しいと思いましたので提案いたしました。

(本田委員) 西側は最初から除いていたんじゃない、だめでしょうよ。市民は、多くの市民は7回の会議の経緯というのを知っている方は多いんですよ。だから、簡単にそうやって除かれたんじゃない、我々の立場というものもあります。私どもも、そういう説明はしてありますから、市民の方には、簡単に除かれたんだと、会議の中で、私も同席していたんだということになると、責任問題になってきますよ。先ほどの発言は訂正してください。削除してください。

(三橋会長) 高山委員さん。

(高山孝委員) 農地法と農振法の×のこの表記ですね。先ほどでも×に近いとか、×の中でも×に近い、何とかなるよという×もあるんじゃないかというお話し伺いました。農地法、農振法に係るところで、何か12月に変更の内容がわかるということなんですけれども、どうなんでしょうか。

(三橋会長) いずれにしても、従来、都市計画法が改正される前は、それは単独で農地転用なり、つまり建てられるようにすることができたのが、基本的にそれができな

なくなったということです。どうしてなのかというと、市が地区計画というものを立てて、将来的にはこういうような市街地化を図っていきますという、その計画をつくるということが前提になるんです。だから、そこにあわせて農地の転用なり、農振法であれば農用地区域から外すとか、そういう手続を並行して進めると。ですから、この場合は、いずれにしても地区計画の策定というのがあるわけです。現在の市街化区域から外れている場合は、できるだけこれに連続するように地区計画を立てるとということが前提になるんです。飛び離れてというのは、大きな面積であれば別ですが、庁舎を中心にしますから、そんなに大きな面積を飛び地として設定することは難しいので、従来在市街地に連続させると、こういうことになるわけですね。そうなりますと、道路をこういうふうにつくります、ここをこういった形で宅地化していきます、公園をここに作り出すといったような青写真を、まず書くわけですね。それは庁舎を建てるための方便というわけにはいかないわけです。それは将来的にはやらなければいけないわけですから、道路をつくる、下水道を入れる、上下水道入れる等、インフラ整備を将来にわたってやっていくと、こういう宣言なわけですから、それがやはり後々の大きな負担になるわけですね。これが×という意味でもあるわけです。というそういうあいまいな、ちょっと不可能ではないんですけども、先ほど三宅委員さんがおっしゃられた別のところで大きな負担がでてくるという、そういう何か隠れ負担みたいなものがあるわけですね。それをちょっと配慮いただければということです。そこまで資料的に用意できないといいますが、1カ月でこういう地区計画というような、軽々にできるわけではないものですから、こういった資料でしかご提示できない、こういうことです。そういう意味で本田委員さんからは、非常に強硬な意見もありました。

(小川委員) 本田委員が強硬だという状態では、これは委員長、やはり委員の多数決という状態、最大限の努力はしてという状態で、委員長まとめて欲しいと思います。×は、もう絶対ダメだという意見は、高山さんが質問されたように、私もこの×はもう外すんだという考え方は、ちょっと早いと思います。

(三橋会長) 高田委員さん。

(高田委員) 都市計画法で原則不可能になったということですが、原則以外なものはどういう形にすればいいのか。それから、農地法、農振法、これは二つの法律ですので、許可を別々にとるということになるんですね。ですから、時間がかかるということですが、この法律は、この12月から施行されるんですが、内容的にも農林大臣との話し合いが必要で、そういう形でちょっと以前よりも厳しくなったんですが、絶対ダメということではないんでしょう。時間的に30年もかかるんですか。かからないですよ、そんなにね。うまくいけば丸1年でいく。普通の小さい内容ですと1年かからない、7カ月ぐらいで最後までいっちゃうんですけども、農振除外して農地転用までも8カ月みれば何とか可能ですよね。面積が多いから、また国とのそういう協議が必要ということで時間がかかると思うんですが、そういう話をもう県としていてダメだというような話

らしいんですが、この辺は話し合いの余地はないんでしょうか。

(三橋会長) そうしますと、私もいろいろ非難を浴びていますが、どうしましょう。これは8カ所やりますか。全部見ますか。

(加藤委員) 今、公園に建てようとしたら、これと同じだけの公園をつくらなくちゃいけないというので、これは無理ですということに理解したんですけども、祇園原公園の話ですね。だから、そこに建てるとしたら、それと同じような広さの公園を近くに建てなくちゃいけないということなので、多分自治医大の近くにはそういう空き地はないと思うので、それは無理だということだったように私は聞いております。その公園は見てもしょうがないんじゃないかなと思いました。それから、ふれあいプラザ館は、ちょっと離れているし、×もあるし無理かなということ、そこも見てもしょうがないんじゃないかなと思いましたけれども、2番目の自治医大の北側とその次の4号線西側は、だいぶ会長が責められているようですが、農地をクリアして、そこに建てたとしても、そこに大きい道路をつくったり、まちというか、そういう機能を備えなくちゃいけないというのだったら、これからもっとお金がかかるんじゃないかと理解しておりますので、多分そこもちょっと無理じゃないかとおっしゃったように私は理解しておりますが、この際ですので、そこも一応見てもらっても私はいいと思います。

(三橋会長) 先ほど3カ所を削ることでどうでしょうかと申し上げましたが、強硬な反対がありまして、強硬という言葉もけしからんということだったんですが、国道4号西側については、合併協議会の候補地になったということに尊重して視察の対象には含めることにします。また、先ほど私が申し上げたような地区計画を想定した時のあらかのインフラの投資といいますか、計画を立てて、それを市街化していくこと、それは10年、20年長期にわたるものですから、すぐに財政支出が伴うというわけではないですが、これは合併特例債の償還と同じで、後々じわじわと毎年の下野市の財政の中に計上していかないといけないということでは、従来からの議論をしてきた中にのせるべき問題ですから、そういったことも含めて1カ月という時間が限られていますが、なるべく視察のための資料として、それぞれこのくらいずつお金がかかりますという資料とあわせてご提示し、それでもう一度、今でいうと6カ所ですね。6カ所絞られたかと思いますが、そこについて現地で説明をいただき確認していくと、これを次回8回目の主な内容にさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(三橋会長) 高山委員さん。

(高山孝委員) あわせて、この2万5千平方メートルの敷地を取得するには、いくらくらいかかるか、土地の代金ですね。

(三橋会長) それもですから、全部計上してという意味です。つまり6カ所について、そこに庁舎を建設するというを想定した時に、直接的なもの以外に関連してでてくるものもできるだけリストアップして、お金の計上できるものはしてという、そういう意味です。他に何かありますか。

(三橋会長) はい、倉井委員さん。

(倉井委員) 長時間にわたって皆さんのご意見を拝聴しておりましたけれども、最終的に庁舎の建設予定地ですが、この問題について暗礁に乗り上げたというふうに考えております。今まで、皆さんもそうだと思うんですが、合併協議会で選んだ第1候補、第2候補で、だいたいそこに落ち着くんじゃないかというように、一般の市民の方も考えていたようにも聞き及んでおります。そういう中で、今日、特例債が使えないから、このような箇所は全然ダメだということになりまして、新しい土地を選んだほうがいいんじゃないかというようなことになるわけですが、これについては相当慎重に考えていただいて、これがダメだからこっちだ、あっちだということで持って歩いてやったんでは、なかなか難しい問題が出てくるんじゃないかなと思います。合併協議会のこの敷地問題については、先ほど南河内の方の意見がでたように、難しい問題が相当出てくると思います。ですから、相当慎重にこれらの候補地を2点か3点を選んでいただいて、先ほど現地視察するという話もできましたけれども、そのうえに立って現地を視察するということで進めていかないと、一気に今日ここでダメになりましたと、今度は新しいところをということで簡単に移行していくということは相当難しい問題に、暗礁に乗り上げたんでは困ると思いますので、慎重にその辺のところを進めていただきたいと思います。執行部の方も、将来の選定についても相当真剣に考えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

(三橋会長) ありがとうございます。あと、高津戸委員さんから提案されている、この評価の考え方ですが、次回すぐにこれを適用してということではなくて、もう少し絞られて、どうしてもまとまらないといったときに、伝家の宝刀として、これに少し皆さんのご意見加えて、最終的には、じゃ、ちょっと点数でという、そういう位置づけとして預からせていただきたいと思います。それでは、次回は8月31日ですね。6カ所の現地視察ということですから、多少時間がかかるかと思いますが、事務局の方に検討いただいて、早目にご連絡をいただくようにいたします。たくさんのご意見をてきぱき整理するのは余り得意ではないのですが、ただ、これだけ活発にご議論いただくというのは大変よろしいかと思っておりますので、次回も引き続き活発かつ慎重に、今、副会長さんからもご指摘のいただいたところですが、慎重にご検討いただければ幸いです。

(落合副室長) では、以上をもちまして会議を終了させていただきたいと思います。再度確認いたします。8月31日につきましては、午後で時間については1時になるか1時半になるか未定です。いったんお集りいただいてバスで現地視察、その後、会長さんからも感想等も聞きたいというお話でございましたので、一応午後いっぱい日程で予定を入れておいていただきたいと思います。よろしく願います。

○閉 会

(三橋会長) 以上で終わりいたします。ありがとうございました。